

令和2年4月9日

帝塚山学院

各設置学校園 保護者 各位

## 緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

学校法人帝塚山学院

理事長 野村 正朗

皆様におかれましては、平素より帝塚山学院の教育、学校運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本法人では大阪府からの要請をふまえ、令和2年5月6日（水）まで臨時休校としておりますが、令和2年4月7日付で緊急事態宣言が発せられました。

つきましては、緊急事態宣言に伴う対応を下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 臨時休校について

令和2年5月6日（水）まで引き続き臨時休校（クラブ活動含む）といたします。

自宅で学習が進められる体制づくり（課題・映像授業等）に努めますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

#### 2. 始業式、臨時休校中の登校日設定について

緊急事態宣言が発せられたことにより、標記の学校行事は令和2年5月6日（水）まで中止といたします。

#### 3. 生徒児童等及び同居家族（濃厚接触者）等新型コロナウイルス感染症（疑い含む）と診断された場合について

学生生徒等及び同居家族（濃厚接触者）等が感染した場合、海外渡航者との接触等より不安を感じる場合は、速やかに所属の学校園にご連絡いただきますとともに居住地の保健所に届け出てください。その際には、渡航歴等感染したと思われる経緯等をご報告ください。

引き続き、感染拡大防止のため、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

加えて、ご家庭におかれましても感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

令和2年5月7日（木）以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

以上